

## タイ：既存 B0I 企業における新制度移行後の恩典の取り扱い

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

### 1. 既存 B0I 企業における新制度移行後の恩典の取り扱い

タイ投資委員会（B0I）は、現在、新しい投資奨励制度の案を検討中である。

これに伴い、既存の B0I 恩典を受けている企業（以下、「既存 B0I 企業」と呼ぶ）で、新投資奨励制度で投資奨励が外される場合、「(1)外資による土地保有、(2)外資 100%の資本構成、(3)労働許可証（ワーク・パーミット）の発給条件の緩和」が保持あるいは継続されないのではないかと懸念されていた。

本件について、弊行バンコック拠点からの問い合わせに対し B0I から、「B0I 奨励証書において、期日の記載のない非税務恩典は有効であり、新投資奨励制度への移行後も継続する」との回答があった。

したがって、「既存 B0I 企業」で、新投資奨励制度で恩典がなくなる場合、「B0I 奨励証書」をチェックし、自社が受領している B0I 奨励証書の非税務恩典のそれぞれの項目について、期日の記載の有無をチェックする必要がある。

ご参考までに、恩典がなくなることが懸念されていた非税務恩典は、以下の通り。

#### (1) 土地の所有（土地法で、外国人の土地所有は禁止）

従来 : 土地法により外国人の資本持分が資本額の49%を超えているか、外国人株主数が全株主の半数を超えている場合、土地の所有権登記はできないが、B0Iの奨励事業である場合は土地の保有が可能（B0I27条）

本件後 : 投資奨励が中止となる企業は、土地の売却を余儀なくされるのか？ 継続保有可能

#### (2) 外資100%の保持

従来 : B0I奨励事業は、外資100%の資本構成が可能

本件後 : 投資奨励が中止となる企業で、事業が製造業と看做されない場合、資本構成はタイ51%、外資49%への変更を余儀なくされるのか？ 継続保持可能

#### (3) 労働許可証（ワーク・パーミット）の発給条件の緩和

従来 : B0I認可事業は、人事組織のフローチャートの図をB0Iに提出する等簡素化された手続きと緩和された条件で就労が許可される（B0I25、26条）。

本件後 : 投資奨励が中止の企業ではこの簡素化された優遇取扱が利用できなくなり、その結果、一般の外国人就労の手続きを余儀なくされるのか？ 継続利用可能

なお、恩典のうち「輸出用原材料の輸入関税の免除」については、「既存 B0I 企業」において、新投資奨励制度で奨励が中止となる場合、免税延長はない。

(ご参考) 輸出用原材料の輸入関税の免除

従来 : B0I 認可事業の場合、輸入税は免税。免税期間はゾーンにより差があるも B0I への申請により、輸入税の免税の延長は可能。

本件後 : 投資奨励が中止の事業については、原材料の輸入関税の免税延長は不可。

## 2. B0I 投資奨励制度変更、実施は来年初を目処に

タイ投資委員会 (B0I) のウドム長官は、3月28日にバンコクで開かれた講演会で、先頃実施の延期が表明されていた投資奨励制度の変更時期について、「最終案を6月までに纏め、来年1月から導入する」との方針を明らかにしている。

B0I は今年1月に、従来の「労働集約型産業」から「クリーンで創造的な高付加価値産業」に投資誘致の重心を移し「奨励業種的大幅見直し」と「ゾーン制廃止」を柱とする投資奨励制度改正の草案を発表。3月中に内容を確定した上で今年半ばの実施を目指していたが、大きな影響を受ける業種や地方から反対意見が続出したことから、先頃「実施延期」が表明された。その際、新たな実施時期が明言されなかったことから、一部に「無期限延期」との報道や「ゾーン制の廃止が見直される」との見方も出ていたが、今回ウドム長官は、投資恩典対象業種の見直しや、地方の遠隔地ほど恩典が厚い「ゾーン制」を廃止するといった基本方針には変更が無いことを強調した。

### ☑ ポイント

- ・ 制度変更の実施が、当初の予定から半年間延期されることになったものの、投資奨励制度見直しの基本方針は不変とのウドム長官の発言により、産業構造の改革を通じて「中進国の罫」回避を目指す B0I の決意が改めて示される形となった。
- ・ 但し、奨励業種の見直しにより恩典対象から外れることになる企業や、ゾーン制廃止により投資減退が懸念される地方の反発は根強く、新制度の詳細確定までには紆余曲折が予想される。

(参考レポート)

BTMU Asia Weekly Vol.68 2013年4月3日発行

本レポートに関するお問い合わせ先

国際業務部 北村広明

E-mail:hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味す

るものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。